

制定日	平成 26 年 6 月 12 日	改正日	平成 28 年 4 月 19 日 令和 6 年 3 月 26 日	版番号	3
-----	------------------	-----	-------------------------------------	-----	---

～ 上越市下水道センター等化学物質管理計画 ～

組 織 名	上越市都市整備部生活排水対策課
下水道処理場名	上越市下水道センター 浦川原浄化センター 柿崎浄化センター 大潟浄化センター 中郷浄化センター 板倉浄化センター 名立浄化センター

【目 次】

1. 化学物質管理の方針	2
2. 管理の目標	2
3. 下水道部局における組織体制	3
4. 緊急時の連絡体制	4
5. 取組み事項	
5.1 モニタリング	4
5.2 P R T R 届出	4
5.3 化学物質管理	5
5.4 事故等への対応	5
5.5 教育、訓練の実施	5
5.6 リスクコミュニケーション	6
6. 管理状況の評価と段階的対応の拡大	6

下水道処理場名	上越市下水道センター、浦川原浄化センター、柿崎浄化センター、大潟浄化センター、中郷浄化センター、板倉浄化センター、名立浄化センター
---------	---

制定日	平成 26 年 6 月 12 日	改正日	平成 28 年 4 月 19 日 令和 6 年 3 月 26 日	版番号	3
-----	------------------	-----	-------------------------------------	-----	---

1. 化学物質管理の方針

上越市長（下水道管理者）は、「下水道における化学物質リスク管理」の一環として、化学物質管理の方針を次のように定め、下水道から環境への化学物質の排出抑制に努める。

- (1) 化学物質の管理及び環境の保全に係る関係法令等を遵守する。
- (2) 下水道施設における化学物質管理について、リスクアセスメント（以下「リスクアセス」）を実施し化学物質の自律的管理を進めリスク軽減を図る。
- (3) 下水道施設維持管理業務受託者（以下「維持管理者」）と協力し、適正な化学物質管理を行う。
- (4) 下水道に接続する事業者や地域住民とのリスクコミュニケーションに心がける。
- (5) 上記(1)～(4)の項目を通じて、下水道から環境への化学物質の排出抑制に努める。

2. 管理の目標

化学物質管理方針で定めた方針に即して策定した化学物質管理計画において、管理の目標は次の通りとする。

- (1) 放流水質の生活環境の保全に関する項目についての自主測定回数は次のとおりとする。
 - ① 水素イオン濃度（pH） …………… 毎日（ただし土・日曜日及び祝日等を除く）
 - ② 浮遊物質（SS） …………… 毎日※（ただし土・日曜日及び祝日等を除く）
 - ③ 化学的酸素要求量（COD） …………… 毎日※（ただし土・日曜日及び祝日等を除く）
 - ④ 生物化学的酸素要求量（BOD） …… 週 1 回
 - ⑤ 大腸菌群数 …………… 週 1 回
 - ⑥ ノルマルヘキササン抽出物質含有量 … 毎月
 - ⑦ フェノール類含有量 …………… 年 4 回
 - ⑧ 銅含有量 …………… 年 4 回
 - ⑨ 亜鉛含有量 …………… 年 4 回
 - ⑩ 溶解性鉄含有量 …………… 年 4 回
 - ⑪ 溶解性マンガン含有量 …………… 年 4 回
 - ⑫ クロム含有量 …………… 年 4 回

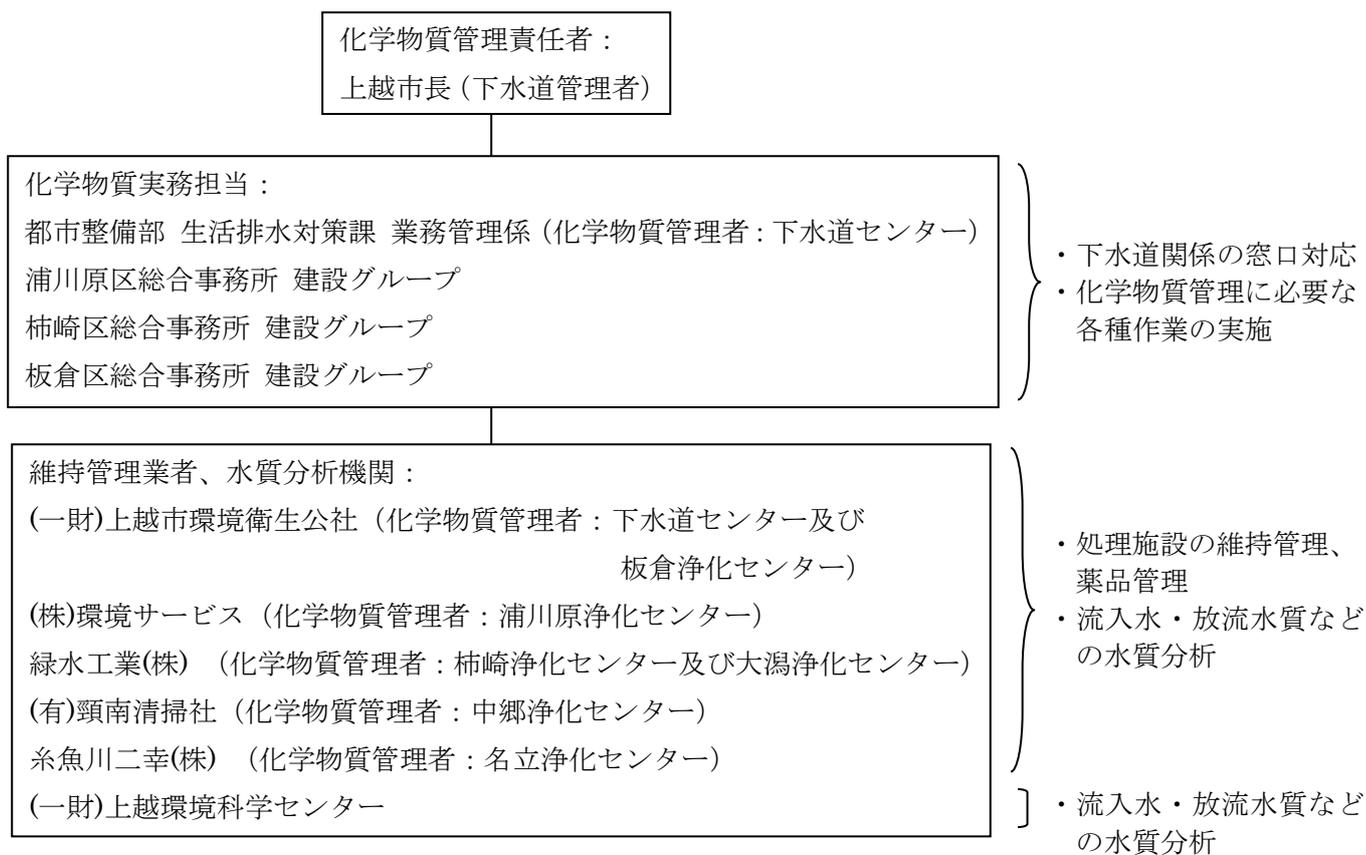
※ SS 及び COD について、各浄化センターは週 1 回も可能とする。

- (2) 放流水質の人の健康の保護に関する項目についての自主測定回数は年 4 回とする。
- (3) 放流水質のダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定事業所が接続した場合に測定する。
- (4) 下水道の PRTR 届出対象である 30 物質について、対応する銅含有量、亜鉛含有量、溶解性マンガン含有量及びほう素及びその化合物については、放流水から水質汚濁防止法に規定される排水基準の 10 分の一を超える数値が、その他の項目については検出された場合は、速やかに流入水中の含有濃度を測定する。
- (5) 放流水質の自主基準値は上越市環境マネジメントシステム（以下「JMS」）において別途定める。

下水道処理場名	上越市下水道センター、浦川原浄化センター、柿崎浄化センター、大潟浄化センター、中郷浄化センター、板倉浄化センター、名立浄化センター
---------	---

制定日	平成 26 年 6 月 12 日	改正日	平成 28 年 4 月 19 日 令和 6 年 3 月 26 日	版番号	3
-----	------------------	-----	-------------------------------------	-----	---

3. 下水道部局における組織体制



主な構成員の役割は次のとおりとする。

- (1) 化学物質管理責任者：上越市長（下水道管理者）
 - ① 下水事業における化学物質管理に対して、総括的な実質責任と権限をもつ。
 - ② 関係行政機関との連携を図る。
 - ③ 下水道に接続する事業者や地域住民とのリスクコミュニケーションを行う。
 - ④ 下水事業に関わるすべての職員などに対して、教育・訓練を実施する。
- (2) 化学物質実務担当：都市整備部 生活排水対策課 業務管理係（水質担当）
 - ① 労働安全衛生規則で規定する化学物質管理者として実施すべき事項を行う。
 - ② 作業要領に関する各種作業（モニタリング、PRTR 届出、使用薬品の取り扱い、事故等への対応など）を実施する。
 - ③ 化学物質管理における問題点・課題などを、化学物質管理責任者に報告する。
- (3) 下水道センター及び各浄化センター担当：都市整備部 生活排水対策課 業務管理係、浦川原区総合事務所建設グループ、柿崎区総合事務所建設グループ、板倉区総合事務所建設グループ
 - ・ 化学物質管理業務における化学物質実務担当者の補佐を行う。

下水道処理場名	上越市下水道センター、浦川原浄化センター、柿崎浄化センター、大潟浄化センター、中郷浄化センター、板倉浄化センター、名立浄化センター
---------	---

制定日	平成 26 年 6 月 12 日	改正日	平成 28 年 4 月 19 日 令和 6 年 3 月 26 日	版本号	3
-----	------------------	-----	-------------------------------------	-----	---

5.3 化学物質管理

- (1) 下水処理場で使用している薬剤・薬品について、添付されている SDS (Safety Data Sheet : 安全データシート) を確認し、リスクアセス対象物質についてリスクアセスを実施する。
- (2) リスクアセス結果に基づきリスク低減措置を検討し、実施する。また、必要に応じて保護具管理責任者を選任する。
- (3) 使用薬品に添付されている SDS を用いて、使用薬品に含有される指定化学物質の取扱量を把握する。
- (4) 1 年間に取り扱う第一種指定化学物質の量が 1 トン以上 (特定第一種指定化学物質については 0.5 トン以上) ※) の物質については、PRTR 届出を行わなければならない。
- (5) 使用薬品の日常管理は、維持管理業者に依頼する。

5.4 事故等への対応

- (1) 「緊急時の連絡体制」を活用し、事故等の早期発見に努める。
- (2) 処理区域内の特定事業場と特定事業場が取り扱う化学物質を明確にするとともに、特定事業場に対して事故が生じた場合の応急措置と届出を義務づける。
- (3) 発生原因の調査及び特定、発生原因への指導にあたっては、関連部局 (市環境部局、上越消防本部、上越警察署、必要に応じて市防災部局) などと連携する。

5.5 教育、訓練の実施

- (1) 教育・訓練の対象者
下水処理場職員、および維持管理業者
- (2) 教育・訓練の内容
 - ① PRTR 制度の概要
 - ② 化学物質のモニタリング
 - ③ 化学物質の排出・移動量の算出方法
 - ④ 事故等への対応
 - ⑤ リスクコミュニケーションへの対応
- (3) 教育・訓練の時期
下水処理場職員および維持管理業者に対して適宜実施する。

下水道処理場名	上越市下水道センター、浦川原浄化センター、柿崎浄化センター、大潟浄化センター、中郷浄化センター、板倉浄化センター、名立浄化センター
---------	---

制定日	平成 26 年 6 月 12 日	改正日	平成 28 年 4 月 19 日 令和 6 年 3 月 26 日	版番号	3
-----	------------------	-----	-------------------------------------	-----	---

5.6 リスクコミュニケーション

- (1) 上越市ホームページ等を活用し、住民への情報提供を行う。
- (2) 化学物質実務担当職員が化学物質管理状況を把握し、問い合わせ対応を行う。
- (3) 必要に応じて関連部局（市環境部局）などと連携し、リスクコミュニケーションを実施する。

6. 管理状況の評価と段階的対応

- (1) 市が実施する JMS に基づく PDCA サイクル（Plan（計画策定）－Do（計画の実施）－Check（点検）－Action（見直し））に配慮して、計画を進める。
- (2) 計画の推進にあたっては、地域住民や事業者の計画に対する理解が必要であり、そのための説明を行う。
- (3) 計画を推進するにあたって必要な各種管理対策（設備点検等の実施、廃棄物の管理など）を積極的に実施する。

下水道処理場名	上越市下水道センター、浦川原浄化センター、柿崎浄化センター、大潟浄化センター、中郷浄化センター、板倉浄化センター、名立浄化センター
---------	---